

スーパーヴァイザー共通基礎コース (Sup Common Core Training) を終えて

奥田 かおり
ブルックリン・グラハムーウィンダム
近隣家族サービス・センター
(プログラム・スーパーヴァイザー)

OKUDA, Kaori
Graham-Windham Brooklyn
Neighborhood Family Center
(Program Supervisor)

研究要旨：スーパーヴァイザー共通基礎コースは、本稿で触れられているように、パラレル・プロセスの考え方に基づいて展開されているため、ねらい、内容、手法において子ども保護ケースワーカーに対するトレーニングと一貫性がある。本稿は、実際にソーシャルワーカーとして活動する者が、ACSで展開されているトレーニングの実践的意味づけを行うものであり、ACSにおけるトレーニングの多面的な理解に資するものとなる。

1. はじめに

筆者が今回ニューヨーク市のACS (Administration for Children's Services) 主催によるスーパーヴァイザー共通基礎コース(Sup Common Core Training:以下、通称のSupCoreを用いる)に参加したのは、筆者がスーパーヴァイザーになってから間もなかったので、必要なスキルを身に付けるため、そして、筆者の直接の上司であるプログラム・ディレクターからの指示があったためである。もちろん筆者自身も、スーパーヴァイザーとしてどのような知識が必須なのか学んでみたかったし、ACSの理念や組織体系を学ぶ良い機会となると期待していたこともあっての参加である。

トレーニング・コースの名称に‘Common Core’と記されているトレーニングは、ケースワーカー、スーパーヴァイザー、ディレクターの各レベルで行われている。筆者がケースワーカーとしてクライアントに直接カウンセリングを行っていた時には、このトレーニングには参加しなかったので、今回スーパーヴァイザーとして参加するのが初めてであった(参加期間:2003年1月14日～17日、同年1月28日～30日、同年2月11日～13日:計10日間)。

このトレーニングの特徴として興味深いのは、筆者の所属するような民営の子ども福祉NPO(ACSとの契約により設立されている団体であることから、一般に契約機関(Contract Agency)と呼ばれる)のワーカーを、ACSがトレーニング費を負担することにより参加させるという点であろう。このような高密度で集中的なトレーニングは、一般にはトレーニング費用が高額になることから、多くの民間子ども福祉団体の予算ではなかなか参加しにくいのが現状である。実際、このトレーニングが開始された1996年当初は、ACSのケースワーカー、スーパー

ヴァイザーのみが対象とされていた。

しかし、Bloomberg市長のもと新しくACSのコミッショナーとして就任したWilliam Bell氏が、2001年度より民間子ども福祉団体のトレーニングへの参加を盛んに呼びかけるようになった。これは、ニューヨーク市全体として子どもの精神的、身体的、教育的発達を図っていくためには、ACSと共に機能している契約機関も子ども福祉の知識を深め、ACSの理念・組織を理解し、使命感やスキルを共有化する必要があるということだと思われる。

本稿では、実際にニューヨーク市でソーシャルワーカーとして働き、トレーニングに参加した者として、ACSの展開しているトレーニングの魅力について、トレーニングの経過に沿いながら述べてみたいと思う。

2. トレーニングの実際

筆者が今回参加したトレーニング・グループは14名からなるものであった。そして、4名がACSに所属し、9名が契約機関所属であった。この9名のうち8名は里親サービス提供機関(Foster Care Agency)から、そして筆者一人のみが予防サービス提供機関(Preventive Agency:家庭の問題により子どもが里親に出されてしまうという事態を防ぐため、問題解決に向けてサポートを行う組織)からの参加であった。

(1) オリエンテーションの意義

10日間のトレーニング(ただし、ACS所属のスーパーヴァイザーは11日間)は半日のオリエンテーションで始まった。

まず、オリエンテーションでは、4人のトレーナーの紹介と、トレーニングの目的、今後10日間で我々が何

を学び体験するのかが説明された。そしてこのトレーニングに対する参加者の期待、懸念などを話し合った。どのスーパーヴァイザーも共通に懸念していたのは、10日間もオフィスを離れてしまうとケース・レポートなどをレビューできず、もしフロントラインで働いているワーカーに危機介入をしないといけない状況が起こった場合など、どう指示し処理すればいいのか、また、トレーニングを受けてもその学んだ内容を今後実際に活かしていくかどうか、ということであった。

こうした参加者の懸念に対し、スーパーヴァイザー不在中の危機介入の対応等を前もってディレクターと話すこと、仕事を職場内で分担すること、組織内での社会資源 (social resource) を探し利用すること等の指導がトレーナーからあった。

筆者の場合は、上司であるプログラム・ディレクターが今回の参加を強く薦め、前もってこうした懸念をスーパーヴィジョン・タイムで話すことができ、筆者の責任である書類のレビュー等も引き受けてくれた。また、ケースワーカー達にもミーティングなどで筆者の不在を前もって伝え、ワーカー間で出来ることを分担してスーパーヴァイザー不在中に組織をどう動かしていくかについてのディスカッションも行った。

このように、トレーニングに専念するための事前の準備などについて参加者の間でシェアしながら、半日のオリエンテーションを終えた。

最後に今回のトレーニングで使用するおよそ300ページのテキストが配布され、集中トレーニングが始まる7日後までに一読しておくよう指示があった。

この時点で筆者が疑問に思ったのは、このトレーニングの参加者は、スーパーヴァイザーとして10年以上も働いてきた者もいれば、筆者のようにこのポジションに就いて1年未満という者もあり、このキャリアの幅にどう対処するのかということであった。この点について、トレーニングのトレーナー及び他の参加者がどう捉えていたのかについては、また後に述べたいと思う。

(2) スーパーヴァイズの基礎

このトレーニングは3つのモジュール (Module : 単位) から構成されている。モジュール1では、ニューヨーク市の子ども福祉の歴史、ACSの設立経緯、ACSの使命等に関する講義から始まり、大部分はスーパーヴァイザーとしての基礎的なスキルの解説、ケースワーカーに必須なスキルとその指導方法に関する講義であった。そして、ロールプレイ (参加者同士でスーパーヴァイザー役とケースワーカー役にわかれ、スーパーヴィジョン

を実際に再現する) により、複数の事例においてスーパーヴィジョン・スキルをトレーニングの中で実践してみるというものだった。

このモジュール1で筆者が特に関心を持ち、経験の短いスーパーヴァイザーとしてトレーニングしたいと思ったのがパフォーマンス・マネジメント・サイクル

(Performance Management Cycle) というケースワーカーを育てるための基礎体系である。これは、仕事上の期待に関するコミュニケーション (Communication of Expectation)、モニタリング (Monitoring)、フィードバック (Feedback) から成り、スーパーヴァイザーに必要なスキルとしては最も基礎的なものである。この3つの指導スキルに、スーパーヴァイザリー・フォーカス (Supervisory Focus)、成果に焦点をあてること (Production)、ケースワーカーに対して人間的な関わりを保つこと (People)、以上のスキルを総合的に活用することが求められる指導 (Coaching) の4つを加えて、これら7つを セット・コンペテンシー (Supervisory Effectiveness Training Competency Competency : SET Competency) と呼ぶ(1)。

例えば、予定通りに書類を提出しないワーカーがいる場合、スーパーヴァイザーがそのワーカーに機関における書類提出のルールをどのように説明し (Communication of Expectation)、その後のワーカーの働きぶりをどのようにモニタリングし (Monitoring)、最後にその件に関してどういうフィードバックを与えるか (Feedback) といった具合である。

なかでもフィードバックの与え方に細かく解説があった。とくに強調されていたのは、常にポジティブなフィードバックから先にワーカーに伝え、改善してほしい部分、つまりネガティブなフィードバックは後で伝えるというものであった。ここで大切なのは、常にワーカーの長所に着目し、良いスキルを褒め長所を励ますことで、より優れたワーカーとして成長させていくというストレングズ視点 (Strength Perspective) である。なぜなら、これが今回のトレーニングで何度も強調された パラレル・プロセス (Parallel Process) として機能するからである。

(3) スーパーヴァイザーであるということ～パラレル・プロセスの理解

パラレル・プロセスという用語には、ふたつの意味が含まれている。一つは、ACSと民間子ども福祉NPOが同じ価値や知識、スキルを共有できるように、一緒にトレーニングを開催していくことである。このシス

テムでトレーニングが進むことによって、ACSと民間子ども福祉NPO間でコミュニケーションが増え、お互いの立場や実情などがわかり、実際に連携や協働をする必要があるときに効果を發揮することが期待される。現在、民間子ども福祉NPO所属のワーカーが、ACSのトレーニング・プログラムに参加できるようなシステムの導入は、まさにこのパラレル・プロセスを意識してのものといってよい。

もう一つは、スーパーヴァイザーの成長がケースワーカーの成長に直接的に影響を及ぼすという意味である。スーパーヴァイザーのワーカーへのスーパーヴィジョン・スキルが、実際にワーカーがクライアントに対応する場合のカウンセリング・スキルとして貢献する、つまりスーパーヴァイザーがワーカーに好影響を与えることによりワーカーもクライアントに好影響を与えるという、2つの平行したプロセスがパラレル・プロセスなのである。

複雑な問題を抱えた家族と常に接しているワーカー達は、家族の話を聴きながら、ニーズ・アセスメントしている段階で、問題の困難さに圧倒され、「この家族を良い方向に変化させるのは無理だ、成長は望めない」と思ってしまうことが少なくない。しかし、どんな家族にも長所があり、それを引き出し、その長所をもとに家族の問題点を改善させていくのがワーカーの使命だということを、スーパーヴァイザー自らが役割モデルとなって、ワーカーとのスーパーヴィジョンの際にストレンゲングズ視点を利用し、ワーカーに示してみせるという構図である。

もうひとつパラレル・プロセスの例をあげてみよう。ケースワーカーがクライアントと接する時の基本的なカウンセリング・スキルの1つにリフレクト(Reflective Listening)があるが、今回のトレーニングでは、スーパーヴァイザーがワーカーの話をリフレクトしながらパフォーマンス・マネジメント・サイクルを使ってケースの状況を分析し指導するというロールプレイも行った。スーパーヴァイザーがワーカーの話を聞く際にリフレクトを用いて傾聴すれば、ワーカーがクライアントと接する時にもそれを実践するだろうというパラレル・プロセスの考えによるものである。

リフレクトは、カウンセラーやケースワーカーの間では特に大切な援助スキルなので、筆者もワーカー達には日頃からこのスキルを磨くように指示しているが、2週間に一度のワーカーとのスーパーヴィジョンにおける、筆者自身の話の聴き方が、ワーカーとクライアントとの援助関係に影響する可能性があるという点は、新しい発見であった。スーパーヴァイザーは、常にこのパラレ

ル・プロセスを念頭に置きながらワーカーを育成していくものなのだとということを、今回のトレーニングで実感することができた。

(4) ニューヨーク市における家族実践

モジュール2では、クライアントのアセスメントに関する講義が中心であった。ここではジェノグラムやエコ・マップ、ファミリーマップといったアセスメント・ツールの使い方や、ワーカーに対する使い方の指導方法などを学んだ。

特に時間をかけたのが、文化間の相違点・共通点をどう考慮しながらアセスメントを行い、サービスプランを立てるかということであった。ニューヨーク市には多くの移民が住んでおり、子育て、しつけに関しては様々な文化間の違いがあるということを常に思い知らされる。例えばプエルト・リコやカリブ海諸島などでは、しつけとしての体罰は当たり前とされており、ニューヨーク市に移住してからも同様のしつけを続けて、学校などが子どもの体に体罰の後を見つけてACSに通報し、そこで初めてニューヨーク市の子ども福祉法に触れることになったものの、何がいけないのかと納得できない家族もいる。また多くのアフリカン・アメリカンの間でも、子どものしつけとしての体罰がごく最近まで一般化していた。そこで、虐待についての子ども福祉法の考え方を教える上で、また、より良いサービスプランを提供するために、家族の履歴等の詳細な情報が必要となってくる。しかし、時間が無いケースワーカーにとっては、この重要な家族の文化的背景などの情報収集を怠ってしまうことが多い。そこでモジュール2では、スーパーヴァイザーとして、これら情報収集の重要性をいかにワーカーに理解させるかという点も重要なテーマであった。

また講義を受けるだけでなく、他人の文化を理解する前のトレーニングとして、まず自分の家族・文化背景を吟味し、それがどのように現在の自己の価値観を形成し、ある地域文化の一員としてどう行動しているかを考察した。そして文化的背景に関するワーカーのアセスメント能力を高める目的で、パフォーマンス・マネジメント・サイクルを用いたロールプレイを行い、このテーマについて、実際にワーカーのスーパーヴィジョンを行う際の問題点などについて認識し、検討した。

なお、このトレーニングでは一貫して多くの宿題が出されたが、実際にワーカーにどう指導したかというレポートをトレーナーに提出するのも特徴のひとつである。この文化の違いのアセスメントについては、ワーカー達の異文化理解に関する自己チェックリストなどが配布さ

れ、これに基づきワーカーと話し合うようにとの指導があった。

(5) アセスメントとプランニング

モジュール3では、アセスメントの分析とサービスプランの作成・改良を中心に講義があり、家族チーム・カンファレンス (Family Team Conference) (2)の場で、クライアントとワーカー、その他のサービス提供者が合同でサービスプランを作成することの意味が強調された。ACSと契約機関はユニフォームド・ケース・レコード (Uniformed Case Record : UCR) というクライアントの経過報告書を共通に使用するが、そこには、子どもと家族にどのようなリスクがあり、どのようなサービスが提供されなければならないか、リスクを低減するためには何をしなければならないかというサービスプランを記入する箇所がある。具体的なケース事例を使いながらこのサービスプランを作成し、また家族会議のシュミレーションで、スーパーヴァイザーとワーカーがプランの改良に際して家族をどうリードしていくかというトレーニングを行った。

ここで重要なのは、セイフティ・インターベンション (Safety Intervention) とリスク低減インターベンション (Risk Reduction Intervention) の違いである。これに関する講義はとても興味深く且つ重要なもので、実際よくワーカーも混同し誤解をしてしまう事項である。簡単に説明するとセイフティ・インターベンションは「即時の危険から子どもを守る」ための介入であり、直ちに子どもを危険状態から引き離し、里親に預けるという里親サービスの提供はそれにあたる。一方、リスク低減インターベンションは、「近未来の状況の悪化から子どもを守る」ための援助であり、筆者が所属する予防サービス提供機関が主におこなう、子育て指導や家族カウンセリングがその援助のツールである。この講義は、どのような状態に危機介入が必要かを、ACSと契約機関の間で認識を同一にしておくという点で、非常に効果的であると思われた。

(6) フォローアップ

今回のSupCoreで筆者が最も関心を持っていたのが、10日間のトレーニングの後に行われるテクニカル・アシスタンス (Technical Assistance) により、参加者ごとのニーズに合ったアドバイスがもらえることであった。これは、トレーニング終了から2週間目と4週間目の時点でトレーナーが参加者のオフィスを訪問し、トレーニング中に学んだことをいかに実践しているか、どう実践す

ると良いかなど、数時間かけて2人でディスカッションするというものである。10日間のトレーニングの最終日にこの日程を決め、どのようなことを特に話し合いたいか（どのようなスキル・知識を特に強化したいか）について、トレーナーとトレーニング参加者一人一人が事前に話し合った。

筆者は特に、ワーカーのカウンセリング・スキルを高めるために対人援助スキル (Interpersonal Skill)、カウンセラーとして不可欠な傾聴スキル (Listening Skill)、そしてアテンディング (Attending) 等の指導・監督の仕方のアドバイスを受けた。最初にトレーナーとの間で、筆者がスーパーヴィジョンをしている4人のワーカーの特徴などを話し合い、あるワーカーの仕事への態度などの実例に基づき、各々のワーカーごとに実際にどうスキルを身につかせていくかなど、かなり具体的かつ詳細な指導であった。

また、このテクニカル・アシスタンスでもパラレル・プロセスが指導の中心であることが強調され、スーパーヴァイザーがワーカーの話をいかに聴き適切な質問をするかにより、これが、ワーカーにとってもクライアントと接する時のスキルを高めていく絶好の機会になるという。

このテクニカル・アシスタンスは、参加者の希望を第一に重視し、筆者にとって、トレーニングで学んだことを実際のスーパーヴィジョンにおいて確実に活かしていくようにするために貴重な機会となった。

(7) トレーナーについて

こうして10日間のトレーニングとテクニカル・アシスタンスを終えたわけだが、トレーニングの運営について筆者が感心したのは、4人のトレーナーが順番にトレーニングを担当するという構成で、おかげで参加者側も緊張感が持続できた。そして今回、特に印象を受けたのは、この4人のトレーナーがチームとして実によく教育されていることであった。今まで様々な分野のトレーニングに参加してきたが、今回ほどトレーナー同士の意思の疎通、コミュニケーションがとれているチームはみたことがなかった。トレーナーとしてのスキルが非常に高質だっただけでなく、4人とも目的意識が明確で共通しているのが参加者にも理解できた。

トレーニングの内容についても、トレーナーによる講義だけでなく、参加者同士のロールプレイやゲーム、そしてビデオにより実例が示されることで、確実にスキルを身に付けていけたということもあり、学習意欲が低下するようなことはほとんど無かった。

3. おわりに

本トレーニングの今後の課題として筆者が一つだけ挙げたいと思うのは、参加者の中には契約機関からの者が大勢いるにも関わらず、主にACSで使われる言葉や専門用語が事例のなかに多く現れ、このような教材の使用により契約機関側がトレーニングに疎遠感を感じてしまうことが何回かあったという点だ。例えばビデオの事例は、多くがACSのスーパーヴァイザーがACSのワーカーを指導するというもので、子どもを親から引き離すかどうかを決めるという設定やそうした文脈で出てくる用語は、ACSには該当するが、筆者が所属するような契約機関には当てはまらない。このSupCoreをはじめとする一連のトレーニング・コースは、元々はACSワーカーのためのトレーニングとして始まったものなので、ACS中心の教材が使われるのは仕方が無いとはいえ、民間子ども福祉団体からの参加者を増加させたいと考えているのであれば、契約機関側の興味を引きつけるような教材も、今後そろえて行くべきだろう。

最後になるが、筆者がオリエンテーションの際に疑問に感じた点、つまりトレーニング参加者はスーパーヴァイザーとしての経験を積んだ者が多いのに、トレーニング内容はスーパーヴァイザーとして経験が浅い者を対象にしたものではないのか、という点については、トレーニングに参加した他の何人かのスーパーヴァイザーに実際に話を聴いてみたところ、どのスーパーヴァイザーも口をそろえて「土台をしっかりさせるのは大切だ。何年もやっていると基礎の大切さを忘れてしまい、ワーカーに基礎を教えることを忘がちだ」と言っていた。他方、トレーナー達も、「スーパーヴァイザーとしての経験を積んだものであっても、こうしたトレーニングで何度も基礎を復習することで、より高度なスキルが身に付き易くなる」とコメントしてくれた。

そして筆者のようなスーパーヴァイザーになって間もない者にとっては、このSupCoreは基礎を学ぶための重要な機会であり、一人一人のワーカーを理解し育てていくことの大切さを知る貴重な時間であった。スーパーヴァイザーのトレーニングとは、ワーカーのためのトレーニングでもあるということを実感した。

(1)セット・コンペテンシーの構成要素について、以下の表により、補足的な説明を加える。

Communication of Expectation: 仕事上の期待、たとえば、仕事の目的や時間枠組み、使用すべき援助媒体などについて、コミュニケーションを図っていくスキル。こうした諸々の仕事上の期待をはっきりとさせ、仕事を進める上で必要な情報を共有していくことが大切である。

Monitoring: 「見守り」「観察」と捉えて差し支えない。適切なcoachingのためには、適切なモニタリング・スキルの活用が前提になければならない。スーパーヴァイザーは、ケースワーカーの書いた記録やカンファレンスでの発言をモニタリングし、適切なcoachingにつなげなければならない。

Feedback: ワーカーに影響を与えるために、頻繁にかつ具体的なフィードバックが必要である。

Supervisory Focus: ワーカーとの相互作用の中で、取り組むべき課題をフォーカス（絞り込み）していくためのスキルである。ケースワークをしていると、実にさまざまな課題に同時的に向き合うことになるが、その課題にケースワーカーが圧倒されないように、スーパーヴァイザーが当面の目標等を明確にすることを手伝う必要がある。そのために、インフォーマルな資源の活用や、権威の扱い方、葛藤のマネジメントなどについての知識が求められる。

Production: 成果に焦点をあてる。このスキルを活用することにより、仕事の質向上を志向したスーパーヴァイズが可能となる。

People: ケースワーカーに対して、人間的な関わりを持つこと。厳しく指導するだけでなく、一人の人としてワーカーに関心を払うことが重要となる。たとえば、カンファレンスの際に、コーヒーや軽い朝食を用意してワーカーを迎えることも大切になってくる。

Coaching: 指導のこと。このスキルを活用するためには、これまで述べてきたスキルを統合的に使用することが求められる。

(2)家族チーム・カンファレンスとは、ニュージーランドで開発された家族グループ・カンファレンス (Family Group Conference) と同じものである。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
分担研究報告書

児童福祉分野における職員の専門性及びその国際比較に関する研究<韓国>

主任研究者 高橋重宏 日本社会事業大学
分担研究者 前橋信和 大阪府中央子ども家庭センター
研究協力者 趙 ウンジョン 日本社会事業大学大学院博士課程
申 和静 日本社会事業大学大学院修士

研究目的

平成13年度に、子ども家庭福祉分野における職員（ソーシャルワーカー）の専門性について、アメリカ、カナダ、イギリス、ニュージーランド、シンガポール、韓国の6カ国について、児童虐待への対応の概要、法的根拠、職員の資格、配置基準、職域、労働時間、職員の構成、待遇などの国際比較を行った。平成14年度について、さらに韓国における全国18カ所の児童虐待予防センターのうちソウル以外の釜山、大邱、仁川の各都市に設置される予防センター及び中央虐待予防センターについて、児童虐待に対応する児童家庭福祉の専門職について、上記内容に関する調査を実施した。また、国立保健院、啓明大学校において、養成、研修にあたる研究者との情報交換を行った。

調査機関（各調査機関の組織、統計等は別添）

1. 釜山（プサン）児童虐待予防センター

市の概要：韓半島の南東部に位置し、国際貿易港を持つ韓国第2の都市。人口はおよそ390万人、青少年人口は約82万人。

児童虐待予防センターは釜山広域市児童青少年会館の1部門として設置、運営されている。

虐待への対応を担当している児童課長に話を聞いた。

児童青少年会館の概要：釜山市が設置・運営する行政機関。市役所からは独立し、児童青少年にさまざまなサービスを提供する機関。

青少年課：青少年健全活動、青少年非行予防、社会福祉教育、子どもの家（幼児、学童の放課後対策）の運営を担当。年齢は24才未満を対象としている。

相談課：児童相談、心理検査・治療、グループ指導を担当。

児童課；児童虐待予防センター機能を持っている。虐待通告の受理、調査、広報・啓発、養子縁組事業、社会福祉施設支援を担当。一時保護施設ではなく、他の施設への委託を行っている。

虐待への対応：2002年10月現在、児童虐待通告33件。児童虐待と判定した件数20件。職員は10名（地方公務員）で、相談担当者はすべて社会福祉専門職。

2. 大邱（デグ）児童虐待予防センター

市の概要：韓半島南東部の内陸に位置し、釜山とソウルを結ぶ高速道路や鉄道の発達した交通の要所。人口約250万人の都会である。

児童虐待予防センターの概要：全国17カ所の地域児童虐待予防センターの一つ。民間法人の運営であり、事務所は貸しビルの一部を使用している。職員は社会福祉士有資格者で、国立保健院の研修も終了している。

設備的には面接室や一時保護室を他の部屋と共に用するなど十分とはいえないが、緊急対応や夜間対応等についても携帯電話を常時携帯するなど前向きな姿勢、熱意を感じられる。特に、大学生等の協力で実施する「愛のジキミ」活動は、人数や活動状況も活発であり、ジキミ手帳を作成して活動に役立てるなど、継続的指導へのボランティアの活用について、日本でも参考になるのではないかと考えられる。

立入調査等に伴うトラブルも多く、職員は自宅電話は非公開にするなど、業務の厳しさ、人員の不足等もあるとのことであった。

3. 中央児童虐待予防センター

児童虐待予防センターの概要：国の委託を受け、社会福祉法人グッド・ネイバーが設置・運営している。

中央児童虐待予防センターの主な機能

- (1) 全国17カ所の児童虐待予防センターの連携、職員の養成。
- (2) 児童虐待対応マニュアル、事例集等の作成や児童虐待に関するデータベースの構築、運営。
- (3) 制度的改善に向けた国等への働きかけと社会的啓発活動のためのキャンペーン実施。
- (4) 各児童虐待予防センターへのスーパーバイズや特別な事例への個別対応。
- (5) 転居等に伴う児童虐待予防センター管轄の調整

組織

- (1) 相談・研究チーム
- (2) 教育・広報チーム

職員

- (1) 人数：所長以下8名
- (2) 資格：全員社会福祉士1級資格を有しており、児童福祉博士や社会福祉修士所持者も含まれる。

2002年夏、ある児童虐待予防センターで実際に起きた事件では、父、母、母の弟、子どもが来所し、子どもは室外で待っていたが、父が靴下に隠し持った包丁で母を刺し殺してしまったという事が起きた。立入調査に出掛けるときには、職員は恐怖感を持つようになり、ガス銃や電気棒を所持したり警察への防御依頼を行うようになった。政府としてはガス銃等を持ってとも持つなとも言えないと言う立場である。相談員の身分や相談員に対する攻撃への補償の問題が起きてきている。

また、加害者への治療・教育システムが無く現在開発中であるが、児童虐待予防センターの箇所数、職員数が不足している。

児童虐待予防センターが発足して約2年が経過し、数カ所にアンケート調査を行ったが、どのセンターともに「うまくいっている、効果が上がっている。」という回答であった。中央児童虐待予防センターから見たところ、実状としてはばらつきが大きいと考えているとの事であった。

2002年1月に児童福祉法の改正があったが、その際には加害者への対応、相談員への補償について盛り込むことが出来なかった、2003年度の改定には盛り込むことが出来るよう案を検討中である。

また、職員の専門性の向上に関しては、各児童虐待予防センターが社会福祉士資格保有者を雇用した後、国立保健院での100時間の研修は行われているが、それ以降も年間40から50時間の研修が必要であると考えており、保健福祉部に要望を行う予定である。

グッド・ネイバー (Good Neighbor) について

グッド・ネイバーは1991年発足した団体で、現在は約100,000人の会員を有しており、会費収入等によって国内外で児童福祉事業を行っている。児童虐待への対応については、1996年から18支部で活動を開始し、2001年10月の法に基づく児童虐待予防センター発足まではその18カ所で電話相談や介入的な援助、予防キャンペーンの実施、写真展の開催などを行ってきた。中でも小学校との連携による親・子・教師に対する子どもの権利教育や幼稚園・保育所を通じて提供するサービスが啓発的な効果が高く、子どもに対する不適切な扱いについての社会的な認識を高める効果があった。

現在、全国で21カ所の支部があり、5カ所で児童虐待予防センターを運営し、他の16カ所でも子どもの権利擁護の仕事を行っている。海外では、アジア、アフリカを中心に、ケニア、エチオピア、バングラデシュ、アフガニスタンなどに12支部を持ち、子どもに対しての教育、医療等に支援を行っている。北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）へも牛を提供したり病院を設置したり、孤児院を運営している。

4. 仁川（インチョン）児童虐待予防センター

市の概要：ソウルの西に位置し、釜山に次ぐ韓国第2の貿易港。韓国への玄関口となる国際空港の開港に伴い、近年人口の増加が著しい地域。

人口は約260万人の大きな都市。

児童虐待予防センターの概要：韓国子ども保護財団が設置運営。児童福祉館（児童厚生施設）、24時間楽しい子どもの家（保育施設）を併設している。

児童虐待予防センターでは緊急通報1391事業を行っており、一時保護施設も館内に設置している。

ちょうど10人程度の幼児、学童年齢の子どもが在籍していたが、うち一人の子どもは、硬い表情で大人の動きを下からじっと目で追い集団になじんでいない様子の分かる子どもであった。身体的虐待状態から保護して間もない状態であるとのことだった。他にもう一人、まったく集団に馴染めず、他動傾向を示し各部屋を渡り歩く児童もあり、児童の行動にあわせ職員が付きっきりで移動している状況も見られた。かなり重い影響を受けた児童についても一時保護を行っていることが分かった。

児童虐待予防センターの職員は、相談員が6名。全員有資格者で、通報に際して現場へ急行し、調査を行う。

一時保護施設では、保育、指導を行っており、社会福

祉士1名の他、非常勤の社会福祉士1名と有資格ではないが補助員がついている。

24時間電話では、緊急通報の他、一般的な悩みの相談にも対応しており、夜間はボランティアが自分の電話に転送して対応している。

虐待通報は月15件から18件程度あるが、そのうち70%が虐待と認定される。寒くなると増加する傾向にある。2002年10月にはネグレクトケースが急増した。昨年は身体的虐待が多かったが今年はネグレクトが多いとのこと。啓発、指導の効果か通告義務者からの通告が増加している。月2から3回、通告義務者への教育・啓発を行っているが、その場で2から3件の相談がある。

緊急事態には即対応しているが、遠方等の場合には、警察に連絡し、その後相談員が訪問して取り調べへの同席、児童、親への対応を行う。

子の状況の見極め、保護、医療の必要性の判断が重要。虐待かどうかについて証拠を固める調査も実施する。所長と相談員で虐待か否かを判断するが、曖昧な場合にはマニュアルに規定されている判定委員会において検討、認定される。判定委員会は特に規定はないが毎月1回実施している。メンバーに医療、法律の専門家が参加しており、虐待ケースについては医療、法律との関わりが深いので、定期的に実施するようにしている。

保護した後施設への入所は約10%程度で、ほとんどの児童は元家庭への復帰が多く(親族への復帰も多いが)、復帰及び復帰後のプログラムには十分取り組めていない。加害者の80%は親であるが、アルコール依存や精神疾患など親の変容が困難である。児童福祉法上親についての規定が無く、法改正が必要と考えられる。予防としては危険性があるときの一時保護しかない。今後は、施設中心の対応から法を改正して地域での処遇中心に変わっていくだろう。

児童の保護については集中的な投資が行われているが、現状では他の施策に比べ不十分な状況である。

24時間楽しい子どもの家について：共働きや夜間就労家庭の児童保育施設。24時間対応しているところは少ない。

公立、民間ともに同様の施設はあるが、ほとんどが貧困家庭を対象としている。

行政からの補助はあるが、保護者負担もある。

児童福祉館について：貧困家庭、一人親家庭、いじめられた子ども等への支援を行っている。被虐待児童の家庭復帰プログラムについては実施できていないが、大学生

等のボランティアによる家庭訪問や来所しての子どもへの指導等の活動が行われている。

この地域では、民生委員によるモニタリング(愛の守護天使：ジキミ)が行われている。

5. 国立保健院：国立保健院は、1999年にそれまで社会福祉分野で2カ所あった教育機関を統合して発足した研究、教育機関である。

児童虐待予防センターの相談員に対しては法に基づき、100時間の研修が必要であり、国立保健院で実施している。

相談員は、すべて4年生大学を卒業した社会福祉士1級所持者であり、ソーシャルワーカーと位置づけられる。以前は、養子縁組を主とした相談を行うワーカーが主体であったが、1980年代には社会館が各地で整備されるようになり、そこでの業務では治療、教育的な側面が強く、クリニカル・ソーシャルワーカーと呼ぶ場合もある。

現在クリニカル・ソーシャルワーカーについては社会福祉士協議会で認定を行っている。

研修を通じて家族の再統合についてもふれているが、保護者への対処については法上の規定もなく、従事者も少なく取り組めていないのが現状である。家庭への復帰が原則であるが、悩ましい問題である。ソーシャルワーカーの集中的な関わりが必要であるが、地域の社会福祉館や様々な部署の地方公務員によるファミリーサポートサービスの活用が必要であり、研修では事例検討や講義で理解させているのが現状。

保護者との分離後の子どもへの援助については、児童虐待予防センターの一時保護所や養育施設(養護施設、全国で273カ所)へ入所後の治療的な関わりが行われている。しかし、養育施設は職員も保育士が中心で、治療的機能が無く大きな課題である。児童虐待予防センターでのケアが中心であり、施設に入所後は外部の資源活用を図らなければならない。273カ所の養育施設のうち、各地域で1から2カ所については情緒障害児治療施設としての機能を持つように方向付けを考えている。

2003年には児童虐待予防センターの箇所数の増加を考えているが、虐待の問題は深刻な状況である。また2003年には、100時間の他に補習教育についてもアンケートを実施して、期間、内容、講師等について検討中である。

概して、公立機関においては職員に経験が少なくまた事例検討も不活発である。警察との連携についてはうまくいっているというアンケート結果がある。

まとめ

昨年に引き続き韓国における虐待への対応における専門機関、専門職員の状況について調査を行った。

- (1) 1999年12月の児童福祉法改正で虐待への対応が規定されたことにより、中央虐待予防センターの他全国に17カ所の虐待予防センターが設置されている。
- (2) 職員については、4年生大学を卒業した社会福祉士1級資格が必要とされ、児童虐待予防センターに就職後に国立保健院で100時間の研修が義務化されている。
- (3) 児童虐待予防センターの職員への保護者等からの攻撃が多く、職員の身分保障、攻撃を受けたときの補償が課題となっている。
- (4) 保護者への指導、保護後の児童への治療、教育プログラムの作成等が課題となっており、法改正が求められている。
- (5) 各児童虐待予防センターにおける取り組みの状況については、おおむね効果が上がっているとのアンケート報告があるが、現状ではばらつきもおおきいと考えられている。
- (6) 中央児童虐待予防センターが保健福祉部（我が国の厚生労働省）との協力により取り組んでいる児童虐待対応マニュアルや事例集の作成、虐待問題データベースの構築、様々な媒体を通じたキャンペーンの実施など取り組みが急速に進められている。
- (7) 大学生や民生委員等を活用した「ジキミ」活動（様々な機能があるようだが、見守り、在宅支援、児童指導など）は各児童虐待予防センターで取り組まれており、我が国にとっても参考になると考えられる。
- (8) 以上のように、課題等については我が国の現状と共通する点も多くあり、今後とも、行政、大学、児童相談所レベルでの交流を図ることが両国の児童虐待への対応の向上、専門職の資質向上上有益と考えられる。
- (9) 各センターにおける統計等の資料については別添とした。

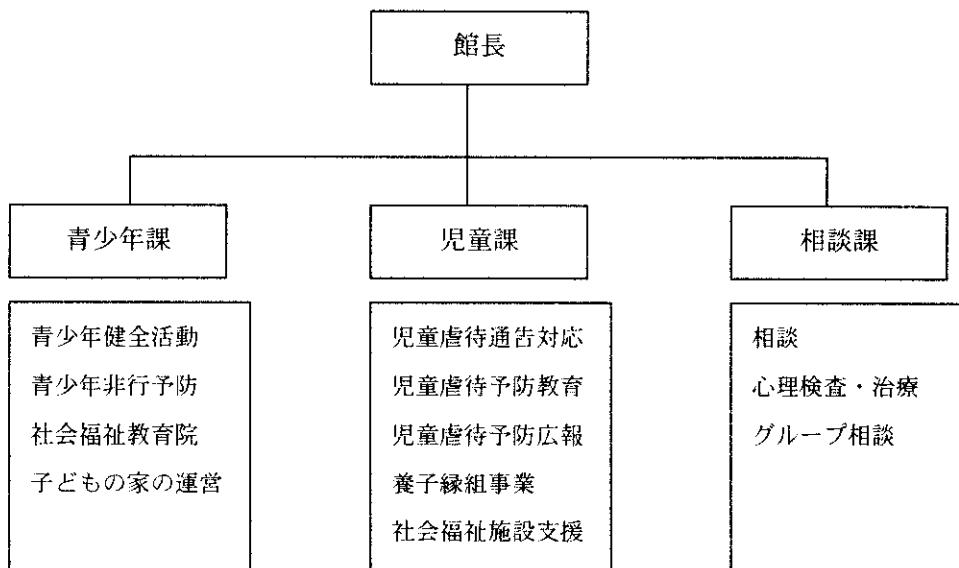
1. 釜山（ブサン）児童虐待予防センター

* 児童青少年会館の紹介

- ①位置；釜山広域市西区アミ洞125番地
- ②規模；敷地；495平米、建物；842平米
- ③主要施設

区分	主要施設名
屋上	子ども遊び場
4階	大講堂、小講堂、小集会室
3階	コンピュータ室、図書室、子どもの家（2個の保育室）
2階	事務室、相談室、趣味教室、小集会室
1階	文化芸術室、子どもの家（3個の保育室）、休憩室

- ④組織



⑤児童虐待予防センターの運営

児童虐待の発見、相談及び保護治療に関する活動、教育、広報事業を通して、児童の身体的、精神的な健康の成長を助けている。

⑥児童虐待予防広報活動

- ・ 児童虐待予防セミナー
- ・ 児童虐待予防写真展及びキャンペーン
- ・ 児童虐待専門資料室の運営
- ・ 児童虐待慈善音楽会の開催

児童虐待予防センター事業現況

I. 2002年度主要実績

1. 児童虐待予防センターの運営

1) 児童虐待予防事業の推進

① 児童虐待予防教育

- ・ 通告義務者の教育 ; 29回、1,220名
- ・ 一般父母教育 ; 37回、8,955名（予備親教育を含め）

② 児童虐待予防の広報

- ・ 慈善音楽会 ; 1回 1,700名
- ・ 写真展およびキャンペーン ; 6回、9,700名
- ・ 漫画指導書、リーフレット、ポスト配布 ; 18回、23,408枚

③児童虐待予防セミナー開催 ; 1回、428名

④児童ジキミ運営

- ・ 研修1回（25名）、会議3回（41名）、キャンペーン6回（33名）
- ⑤児童虐待予防諮詢委員会の運営

2. 児童虐待緊急通告電話 1391 の運営

1) 児童虐待通告受付 ; 118件 (2002.10月末現在)

①児童虐待としての通告 ; 33件、(一般相談 ; 85件)

②児童虐待通告処理内容

・立入調査結果 ; 児童虐待判定20件、潜在的危険性あり及び一般事例13件

・児童虐待事例別の内容 (児童虐待として判定された事例)

	身体虐待	身体+ 情緒+ ネグレクト	身体+ ネグレクト +性	身体+ 情緒	身体+ ネグレクト	ネグレクト	遺棄
20件	4件 20%	2件 10%	1件 5%	6件 30%	1件 5%	1件 5%	5件 25%

・被虐待児に対する措置

	家庭保護	親族保護	一時保護	長期保護	病院治療
20件	4件 20%	5件 25%	4件 20%	5件 25%	2件 10%

2) 児童虐待の事例管理

①児童虐待事例データベース⇒KIDLOVEプログラムの活用

・通告受付、現場調査、相談日誌などの入力、保存

3) 子どもシェルターの運営

①被虐待児のためのサンドプレーセラピー (sand box play therapy) の実施 ; 2名

②心理治療士の活動に対する謝礼の支給 ; 3回、320,000ウォン

II. 児童虐待予防センターの現況

1. 機能

1) 2課3チーム

①児童課

・虐待についての研修及び広報チーム

・児童虐待の通告調査チーム

②相談課

・児童虐待の相談支援チーム

2. 人員及び構成

1) 定員；9名

所長1名、相談員6名、事務員1名、運転手1名

2) 現員；10名

所長1名、課長2名（相談員1名）、相談員5名、事務員1名、運転手1名

3. 資格及び養成研修

1) 児童虐待専門相談員の資格；5名

2) 社会福祉士の資格；7名

3) 社会福祉士の養成課程研修；5名

4) 児童虐待専門相談員班研修；5名

III. インタビュー

1. 機関施設の概要

1) 種類；児童保護専門機関

2) 内容；児童虐待予防事業の推進

3) 根拠；児童福祉法

「条文の内容（同法第24条）」

⇒第24条（児童保護専門機関の設置）国家及び地方自治団体は、児童虐待の発見、保護、治療に対する迅速な処理及び児童虐待予防を担当する児童保護専門機関を設置すべきである。

4) 設置主体；釜山広域市

5) 運営主体； 釜山広域市（児童青少年会館）

6) 担当領域基準； 広域市の行政区域内

7) 配置数；1ヶ所

2. 職員配置

1) 職員配置の基準と算定根拠

24時間運営体制下、相談員8時間交代勤務基準

2) 職員採用の方法

公認社会福祉士の資格者中、1級所持者を配置

3. 職務内容と専門性

1) 所長、職員の専門性

根拠法；児童福祉法施行令第17条

2) 勤務年数

平均20年、社会福祉行政職（児童福祉指導員）

3) 勤務態勢、時間、待遇

①勤務時間；8時間勤務

②待遇；地方職公務員

—民間報酬の95%水準

—有給休暇23日

—公用車配置2台

4) 勤務内容

社会福祉行政職—生活保護、社会福祉の全般

5) 資格、学歴

社会福祉士資格7名、児童虐待専門相談員資格5名

大学卒業6名、大学院卒業2名

6) 担当事例数；1人当、年20件

7) 職員一人が担当する区域；3区を担当

4. ソーシャルワーカーの養成研修

1) 養成期間、カリキュラム、現場実習

国立保健院の社会福祉研修部および各大学社会福祉学科のカリキュラムを参考

2) 初任者研修；6ヶ月研修

3) スーパービジョン内容；指導監督

5. 児童保護プログラム

1) 電話相談システム

24時間緊急電話運営

—局番なし1391

2) 虐待とネグレクト判断基準

；児童福祉法、児童虐待対応マニュアル及び自治体別尺度

3) 通告システム

通告義務者指定

—教員、医療人、社会福祉施設従事者、社会福祉担当公務員など

4) 対応のシステムと担当チーム

緊急事例12時間内、一般事例48時間内

通告調査チーム；現場出動

5) 情報収集の過程

通告人→管理洞事務所又は派出所→被虐待児→医療機関→学校→社会福祉館→施設→その他相談機関

- 6) 関連機関との連携
警察、教育庁、病院、大学など
- 7) 親子の面接観察の方法
直接相談、治療相談
- 8) 児童の保護及び対応協議決定システム
センター→施設→区役所
- 9) 家庭裁判所のシステム
裁判所を通して決定
- 10) 在宅での指導方法
管理洞の社会福祉士、社会福祉館の社会福祉士、ボランティアなどの連携支援
- 11) 児童の家庭復帰後、連携
管理洞の社会福祉士、社会福祉館の社会福祉士、ボランティアなどの連携支援
- 12) 機関、里親、施設での対応
情緒的な安定を図るために心理治療等を実施

6. 不服申請とサービス評価

- 1) 父母側での不服申請システム、父母の代弁システム
；弁護士及び親戚などを通じて申し立てる
- 2) 機関、里親、施設のサービス評価システム
；児童虐待予防センターによる評価を行う

7. 個人情報の保護と開示

- 1) 事例記録の情報管理と全国規模の情報共有利用について
中央児童虐待予防センターのコンピュータシステムを利用する
中央児童虐待予防センターと各センターが個別に情報を共有する
- 2) 児童・家族に対する情報開示について
情報の開示は個別必要性により、非公式的に対応している

2. 大邱（デグ）児童虐待予防センター

1. 「愛のジキミ」とは？

大邱児童虐待予防センターの児童ジキミは、「愛のジキミ」という名前を付け、ボランティアとして活動している。

①「愛のジキミ」とは

2—3名の大学生たちがペアーになって、毎週1回ずつ、虐待が行われた家庭を訪問し、児童を守ってくれるボランティアの活動団である。「愛のジキミ」は児童と一緒に遊んだり、相談にのったり、勉強を教えたりする。児童の親とも話し合って、虐待の状況が再発しないようにする。

②活動の人員

現在104名の「愛のジキミ」が熱心に活動している。

2. 児童虐待事例判定委員会の構成

法律分野	2名
行政分野	2名
医療分野	2名
社会福祉分野	3名
教育分野	1名
計	10名

3. 児童保護事業の実績現況（2002. 4. 1 — 9. 30）

①通告受付及び初期介入結果

区分	通告受付件数			初期介入結果				
	計	一般相談	児童虐待	計	児童虐待事例		潜在危険	一般事例
					応急	単純		
計	88	9	79	79	8	53	11	7

②児童虐待類型

区別	虐待類型									
	計	身体虐待	情緒虐待	性虐待	ネグレクト	身体+情緒	身体+ネグレクト	情緒+ネグレクト	身体+情緒+	身体+情緒+性
計	61	3	4	1	9	26	3	2	12	1

③被虐待児の性別及び満年齢

区別	計	性別		満年齢						
		男	女	1歳未満	1-2歳	3-5歳	6-8歳	9-11歳	12-14歳	15-17歳
計	61	34	27	1	4	4	12	17	16	7

④虐待者の性別及び満年齢

区別	計	性別		満年齢						
		男	女	19歳以下	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上	
計	61	50	11	—	3	23	32	2	1	

⑤虐待者と被虐待児との関係

区別	計	虐待者と被虐待児との関係									
		親					親戚	父・母の同居人	近隣	その他	
		小計	実父	実母	継父	継母					
計	61	53	47	5	—	1	1	5	—	2	

⑥サービス提供

区別	計	サービス提供											
		電話相談	来訪相談	家庭訪問	心理検査	グループ相談	プレセラピー	美術治療	地域福祉館への依頼	国民基礎生活受給者への依頼	機関相談	その他	
計	827	390	25	139	7	38	40	25	1	1	91	70	

3. 中央児童虐待予防センター

* 通告受付及び結果現況 — 2002. 1. 1—2002. 9. 30

1) 通告件数及び立入調査件数

	通告件数			立入調査		
	児童虐待通告	一般相談件数	計	当月通告事例	前月通告事例	計
ソウル	402	36	438	5	0	5
ソウル東部	135	52	187	4	0	4
釜山	33	73	106	3	0	3
大邱	100	23	123	5	0	5
仁川	139	90	229	0	4	4
光州	87	59	146	4	0	4
大田	231	27	258	4	1	5
蔚山	60	19	79	3	0	3
京畿	335	69	404	10	7	17
江原	95	82	177	1	4	5
忠北	168	73	241	0	2	2
忠南	81	41	122	0	0	0
全北	110	30	140	6	1	7
全南	90	45	135	0	0	0
慶北	63	44	107	5	0	5
慶南	68	36	104	2	0	2
濟州	72	2	74	0	7	7
計	2269	801	3070	52	26	78

2) 初期介入結果及び警察同行の有無

	初期介入結果					警察同行の有無			
	単純 児童虐待 事例	応急 児童虐待 事例	潜在 危険 事例	一般 事例	未表示	計	同行	非同行	計
ソウル	354	8	44	6	0	412	5	455	460
ソウル東部	73	31	12	19	0	135	4	161	165
釜山	17	3	6	6	0	32	7	29	36
大邱	64	10	11	11	1	97	14	127	141
仁川	51	18	35	4	0	108	23	109	132
光州	50	27	0	9	0	86	12	88	100
大田	219	1	6	8	0	234	5	268	273
蔚山	42	5	4	3	0	54	5	50	55
京畿	217	31	5	10	0	263	61	315	376
江原	68	11	12	2	0	93	10	105	115
忠北	88	66	8	6	0	168	21	243	264
忠南	58	8	10	0	0	76	3	109	112
全北	82	3	24	0	0	109	6	132	138
全南	86	0	9	6	0	101	7	59	66
慶北	35	7	9	6	0	57	5	74	79
慶南	42	0	17	9	0	68	0	102	102
済州	59	5	4	5	0	73	4	111	115
計	1605	234	216	110	1	2166	192	2537	2729

3) 通告者の現況

	通告者の現況														
	施設 従事 者	近隣 ・ 友人	社会 福社 担当	教師	医療 人	親	親戚	警察	宗教 人	福祉 館従 事者	本人	匿名	その 他	不明	計
ソウル	78	39	198	6	2	18	5	19	1	3	3	2	28	0	402
ソウル東部	1	56	3	6	2	23	11	13	0	5	2	1	12	0	135
釜山	6	5	3	1	2	3	4	3	0	0	0	0	6	0	33
大邱	3	22	4	2	0	37	9	9	0	2	1	0	11	0	100
仁川	0	36	3	7	0	26	11	19	6	5	4	2	20	0	139
光州	8	23	1	1	0	19	14	6	2	7	3	0	3	0	87
大田	6	110	11	14	5	52	17	7	3	2	0	1	3	0	231
蔚山	8	11	3	0	1	16	6	1	0	3	1	0	10	0	60
京畿	9	129	36	13	6	68	26	11	5	15	5	1	11	0	335
江原	8	12	9	0	1	23	11	6	1	1	5	0	18	0	95
忠北	14	36	2	7	0	48	15	14	2	6	8	1	15	0	168
忠南	4	27	1	2	5	23	9	2	2	0	0	1	5	0	81
全北	3	29	1	6	0	25	22	8	1	9	1	1	4	0	110
全南	3	16	16	3	4	21	10	6	0	0	3	0	8	0	90
慶北	0	11	3	6	0	25	7	1	2	2	1	0	5	0	63
慶南	7	20	7	2	3	17	4	3	0	0	5	0	0	0	68
濟州	0	8	7	10	4	22	3	4	0	1	1	1	9	2	72
計	158	590	308	86	35	466	184	132	25	61	43	11	168	2	2269